

| | | | |
|---|---|----------------|---|
| 令和3年度 | | | |
| 講習の区分 | <選択領域講習>受講者が任意に選択して受講する領域 | 講習時間数 | 6 時間 |
| 講習の名称 | 【選択】経済学から見た現代社会の課題 | 講習形態 | 講義 |
| 開設者 | 長崎県立大学 | 定員 | 80 名 |
| 開設日/時間 | 令和3年6月19日(土) / 9:55~17:30 | 会場 | 長崎県立大学 佐世保校 本館1階 101教室(佐世保市) |
| 履修認定対象職種 | 教諭 | 主な受講対象者 | 幼稚園・小学校・中学校(社会)・高等学校(地理歴史・公民)・幼保連携型認定こども園教諭 |
| 担当教員(講習代表者) / Eメールアドレス/TEL 担当教員：吉本 諭 (地域創造学部) / yoshi-s@sun.ac.jp / 0956-47-2191 | | | |
| 担当教員(分担担当者等) 田村 善弘(地域創造学部)、芳賀 普隆(地域創造学部) | | | |
| 講習のねらい/講習方法/講習到達目標 講習のねらい：現代社会の現状や抱えている諸課題を把握し、それらの課題解決に向けた諸策を考察することが本講義のねらいである。本講義で取り上げる主要な現代社会の諸課題として3つの問題に焦点を当てている。まず第1に、地域経済という視点から、客観的な指標である統計データにもとづき、長崎県の現状と課題及び将来について考える。第2に、地球規模で進行している地球温暖化の現状を概観するとともに、脱炭素社会実現に向けた有効な対策について、環境経済・政策学の観点から考える。第3に、農産物・食品の貿易に関する各種制度を概観した後、農産物・食品の輸出に関する対応を中心に上げ、農産物・食品貿易の課題について考える。 講習方法：各担当教師が2時間ずつ講習担当をし、講師の分野別に各20分間の筆記試験を行う。 講習到達目標：①地域経済という視点から、長崎県の現状と課題及び将来について考え、地域への理解を深める。(吉本) ②地球温暖化問題の現状及び国際的取り組みを理解するとともに、脱炭素社会の実現に向けて、どのような施策が望ましいのか環境経済・政策学の観点から考え、理解を深める。(芳賀) ③農産物・食品流通論の視点から、農産物・食品貿易の今日的な課題について理解を深める。(田村) | | | |
| 講習内容(概要) /講習計画(時間毎の講習内容を含む) /キーワード 講習内容(概要)：現代社会は、グローバル化や情報化が進み、地域や社会を取り巻く環境や価値観が大きく変化し、かつてないほど複雑な社会経済構造の下で、地域経済の低迷、地球環境問題、農産物・食品の貿易問題などの様々な現代的課題を抱えている。本講習では、「統計データでみる長崎県の地域経済」「環境経済・政策学からみる地球温暖化問題」「日本における農産物・食品貿易の現状と課題」の3つのテーマを設定し、現代社会の課題を経済学的な視点から照明を当てて考察する。 講習計画・内容： | | | |
| | 内容等 | 時間 | 担当教員 |
| | オリエンテーション | 9:55~10:00(5分) | 吉本 諭 |
| | 講義①「統計データでみる長崎県の地域経済」(休憩10分+筆記試験20分を含む) | 10:00~12:10 | 吉本 諭 |
| | 昼休憩 | 12:10~13:00 | |
| | 講義②「環境経済・政策学からみる地球温暖化問題」(休憩10分+筆記試験20分を含む) | 13:00~15:10 | 芳賀 普隆 |
| | 講義③「日本における農産物・食品貿易の現状と課題」(休憩10分+筆記試験20分を含む) | 15:20~17:30 | 田村 善弘 |
| キーワード：(長崎県、地域経済) (地球温暖化、脱炭素社会) (農産物・食品輸出、安全性) | | | |
| 成績評価の方法 | 成績評価は、各講習担当者が行う試験の成績や講習中の課題への取り組み等から総合的に判断します。 | | |
| 成績評価の基準 | 成績評価は、到達目標達成点を100点とし、総合点で60点以上を合格とします。 | | |
| 履修認定の方法 | 成績評価の総合点で合格点に達した受講者に対して履修認定します。 | | |
| 教科書・教材・参考書 | 教材：必要な資料はこちらで用意します。(吉本) 教材：必要な資料はこちらで用意します。(芳賀) 教材：必要な資料はこちらで用意します。(田村) | | |
| 各自で準備するもの | 特に必要ありません。 | | |
| 受講上の注意 | 1. 「講習の名称」が同じものは1度しか受講できません。 2. 視聴障害や聴覚障害などのため、受講に際して特別な配慮が必要な方は、受講申込前に事務局へお問合せ下さい。 3. 遅刻は原則として認めません。 | | |